

令和6年度 大学教育再生戦略推進費  
「人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業」国際連携型 Q & A

1. 事業の背景・目的について

Q1-1. 「スケールメリットを活かした」「ネットワーク型の教育研究」とは、具体的にどのようなイメージか。

- A. 例えば、分野的特色を活かした取組（物理的な距離を超えた、学術的連携による国際社会との新たな接点の構築・キャリアパス開拓）や、地域的特色を活かした取組（特定地域における社会課題の解決等を目指した、海外大学や連携先機関の持つリソースも活用した社会との新たな接点の構築・キャリアパス開拓）により、社会との相互理解に資する多様な学位プログラムの構築、幅広いキャリアパスや円滑な学位授与に向けたきめ細やかな研究指導体制の構築、組織的な就職支援等の整備がなされる取組を想定しています。

2. 申請資格・要件等について

Q2-1. 「事業責任者」は2名以上記載してもよいか。

- A. 「事業責任者」には、プログラムの実現に中心的な役割を果たし責任をもつ者1名のみを記載してください。なお、国内連携校がある場合は、代表校・国内連携校の機関ごとに1名を記載してください。

Q2-2. 「事業責任者」は今後採用予定の者でもよいか。

- A. 「事業責任者」は、申請時点で当該大学の常勤の役員または教員である必要があります。

Q2-3. 申請資格③について、「学士課程（全学部）」とは、「それぞれの学部毎に算出し全ての学部が70%を満たす必要がある」ものか、それとも「各学部の現員と収容定員の合計値で算出した割合が70%を満たす必要がある」のか。

- A. それぞれの学部毎に算出し全ての学部が70%を満たす必要があり、【補足表】収容定員充足の状況により確認します。

Q2-4. 申請資格④について、「私立大学等経常費補助金」における、「前年度に不交付又は減額の措置を受けた」の範囲はどこまでか。

- A. 文部科学省が定める「私立大学等経常費補助金取扱要領」第3条第1項に該当し、令和5年度に不交付又は減額の措置を受けた学校法人が対象となります。

Q2-5. 申請資格⑨について、「※⑨については、従前の取扱いで要件を満たしていることをもって、今回の申請要件を満たすことができるものとする。」とあるが、どのような意味か。

A. 「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（令和4年3月18日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会、[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360\\_00012.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360_00012.html)）において示された定員管理に関する方向性を踏まえ、大学教育再生戦略推進費に係る申請資格を、従来の入学定員超過率から、令和5年度より収容定員充足率の基準を満たしているか確認することに改めています。

ただし、本事業においては、仮に収容定員充足率の基準を満たしていない場合であっても、従来の取扱いである入学定員超過率の基準を満たしていれば、申請資格を満たしているものと扱います。

Q2-6. 国内連携校がある場合、申請に当たって、代表校及び国内連携校の双方が申請資格と申請要件を満たす必要があるのか。

A. 代表校は、全ての申請資格・申請要件を満たす必要があります。また、国内連携校は、申請資格⑨を除く全ての申請資格・申請要件を満たす必要があります。

### 3. プログラムについて

Q3-1. 「人文・社会科学系大学院を中心とした」取組とは具体的に何を指すか。

A. 学校基本調査の「学科系統分類表」における、大分類「人文科学」「社会科学」に該当する研究科や、大分類「その他」内の中分類「自然・社会科学」「人文・社会科学」に該当する研究科、または科学研究費助成事業「審査区分表」の大分類Aに係る分野が中心となる取組が主に想定されます。

Q3-2. 令和5年度に本事業「大学院連携型」に採択されている場合、本公募への申請は可能か。

A. 申請は可能です。なお、「大学院連携型」及び「国際連携型」いずれも、人文・社会科学系大学院が抱える課題の解決に資する大学院改革を行う、人材育成に関する組織的な取組に対する補助であることに変わりはなく、その申請は学長により行われるものです。「大学院連携型」採択プログラムにおいて、既に学長のリーダーシップの下にその実現に向けた改革が進んでいる最中であることを踏まえ、本「国際連携型」への申請にあたっては、既存の改革取組構想との関係についての考え方（関係性）や、当該大学の人文・社会科学系大学院の改革に、なぜ既存の「大学院連携型」のみならず「国際連携型」での取組が必要なのか（必要性・緊急性）、について、明確にするようにしてください。

Q3-3. 申請時点で、「1以上の海外大学院及び1以上の研究機関・企業・国際関係機関等の外部機関と連携」「連携先機関の所属を含む10名以上の学生」「3名以上の教員」「1名以上のプログラムコーディネーター」が参画していることが要件となるのか。【令和6年3月15日更新】

A. 必ずしも申請時点で全て満たしている必要はありませんが、事業実施期間内にこれら全てを満たすことが必要です。特に、「1以上の海外大学院及び1以上の研究機関・企業・国際関係機関等の外部機関と連携」「1名以上のプログラムコーディネーター」については、本事業の趣旨・目的からも事業開始時点又は開始後速やかに参画する構想としていただく必要があります。

なお、「1以上の研究機関・企業・国際関係機関等の外部機関」に関して、国内・海外はいずれであっても問題ありません（例えば企業であれば、国際的な事業展開を広く行う企業なども想定されます。）。

また、「1名以上のプログラムコーディネーター」に関して、エフォート管理を適切に行った上で専任教員が担うことも可能であり、また外部からの雇用に際し専業・兼業は特段問いませんが、複数機関が参画しつつ実効性ある計画であることが求められる点などを御留意いただいた上検討ください。

Q3-4. 「連携先機関の所属を含む10名以上の学生」「3名以上の教員」が参画とは、具体的にどのようなことか。

A. 構築する教育研究プログラムにおいて、学年進行等を経た後の同期間に、最低で10名以上の学生及び3名以上の教員が参画する構想としていただく必要があります（事業最終年度までに10名以上の学生が参画すれば良いというものではありません。）。

Q3-5. 必ず海外の大学と締結している大学間交流協定に基づく取組である必要があるか。

A. 本事業は、意欲的かつ挑戦的な大学院改革を行う、人文・社会科学系大学院を中心とした人材育成に関する組織的な取組を支援するものではありませんが、一方で、構想やその計画に係る実効性・実現可能性も重要な観点となります。「実効性ある計画」であることを示す根拠として、例えば大学間交流協定に基づくものであることなどが考えられるという趣旨で公募要領で示しているものであり、必ず大学間交流協定に基づく必要があるというものではありません。

Q3-6. ジョイント・ディグリーやダブル・ディグリー等の国際共同学位プログラムの構築を必ず行う構想とする必要があるか。

A. 必須となる取組のうち、「国際的な教育研究ネットワークを活用した協働教育を積極的に進める取組」の具体例として「国際共同学位プログラムの構築」を掲げており、必ずしも国際共同学位プログラム自体の構築を必須とするものではありません。

一方で、国際共同学位プログラムにより、組織的・継続的な教育研究に係る連携関係が構

築されることで、我が国の人文・社会科学系大学院の教育研究の幅を国際方面に広げ、社会的評価の向上や認知拡大に繋がることも期待されます。これを積極的に活用・推進するような「意欲的かつ挑戦的な取組」を構想して欲しいという趣旨から、例示としてお示しをしたものです。

Q3-7. いつまでにプログラムを開始する必要があるか。【令和6年3月15日更新】

A. 本プログラムにより実施されるプログラムは、事業実施期間内に修了生を輩出することを前提としているため、このことを踏まえてスケジュールを組むよう留意ください（修士及び博士課程での取組を検討する場合には、事業実施期間内に少なくともいずれかにおいて修了生を輩出することが求められます。）。

また、ジョイント・ディグリーやダブル・ディグリー等の国際共同学位プログラムの構築・実施が先述の「本プログラムにより実施されるプログラム」に該当する構想である場合は、その国際共同学位プログラムにおいて、原則令和7年度（遅くとも令和8年度）より学生の受入れ開始、及び事業実施期間内に修了生を輩出することが求められます。

Q3-8. 既に実施している教育プログラム・コースを改変する構想も対象となるか。

A. 既に実施している教育プログラム・コースを、本事業の背景・目的を踏まえ【必須となる取組】を中心に発展的に改編・拡充させる構想（例えば、既設のダブル・ディグリープログラムをジョイント・ディグリープログラムへ発展させること等）は対象となります。

Q3-9. 具体的にどのような教育研究プログラムの形を想定しているか。【令和6年3月15日更新】

A. 申請の構想に即したものであれば、各大学院の実情に応じて、例えば既存研究科等を横断するプログラムや組織改組、新しい研究科や国際共同学位プログラム（ジョイント・ディグリーやダブル・ディグリー等）等の創設、国内外の大学や民間企業等との連携・産学共同研究をベースにしたプログラム、複数大学間の教員・学界等のネットワークを活用したプログラム等、多様な構築方法で設定可能です。

また、例えば「教育研究プログラム」として海外大学院や民間企業等との連携・産学共同研究をベースにしたプログラムを構築し学生受入や修了生輩出に向けた取組を実施しながら、当該プログラムの将来的な発展も見据え、当該海外大学院との国際共同学位プログラム（ジョイント・ディグリーやダブル・ディグリー等）等の創設に向けた連携を行うような構想も考えられます。

Q3-10. 申請にあたり新たな学位プログラムを創設する場合、設置認可手続きが必要となるのか。

A. 令和6年4月時点において、設置認可手続きが必要となるのは、研究科・専攻等の設置を行う場合であり、既存の教育研究組織を活用した共通プログラムや横断型プログラムを構築する場合は必要となりません。

ただし、本事業への申請をもって法令等で定められた手続きが省略又は簡略化できるものではありませんので、新たな教育研究組織を立ち上げる等の場合には、文部科学省に相談の上で必要な手続きを進めてください。

Q3-11. ジョイント・ディグリーやダブル・ディグリー等の国際共同学位プログラムを構築する構想の場合、考慮すべきことはあるか。

- A. 「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン（改定第二版）」（令和5年8月文部科学省高等教育局）（[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1353907.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1353907.htm)）を参照してください。

Q3-12. 修士課程向けのプログラムと博士課程向けのプログラムを別立てで構築する構想は対象となるか。

- A. 両プログラムの関係性や申請内容全体における各プログラムの相関が明確になっている構想であれば、対象となります。事業実施期間中に修了生を輩出する必要があることや、本事業における補助金基準額も踏まえた上で検討ください。

Q3-13. 本事業は、他大学院との連携が必須となるのか。

- A. 公募要領3.（1）で示すとおり、1以上の海外大学院が海外連携校として参画することを必須とします。

なお、海外連携校の数に特段の上限はありませんが、目的とする人材育成のための取組の実施に向け、具体的な養成する人材像を共有した上、申請内容の実現のために真に必要な連携が行われることが重要であることに留意ください。

また、国内の他大学との連携については必須となりませんが、審議まとめにおいて示された改革の方向性を踏まえ、スケールメリットを発揮したチーム型の教育研究や組織的な就職支援体制への展開に資することが期待されることから、積極的な連携が期待されます。国内の他大学が連携する場合は、国内連携校として参画する旨を申請ください。

Q3-14. 本事業は、研究機関・企業や国際関係機関等との連携が必須となるのか。

- A. 公募要領3.（1）で示すとおり、1以上の外部機関（研究機関・企業・国際関係機関等）が連携先機関として参画することを必須とします。

なお、連携先機関の数に特段の上限はありませんが、目的とする人材育成のための取組の実施に向け、具体的な養成する人材像を共有した上、申請内容の実現のために真に必要な連携が行われることが重要であることに留意ください。

Q3-15. 海外の大学や他機関（大学以外）との共同事業とすることは可能か。また、これらの機関等に補助金（分担金）を配分することは可能か。

- A. 海外の大学や他機関（大学以外）と共同申請することはできず、またそれら連携先機関には補助金（分担金）の配分はできません。補助金の交付は公募要領2.（1）の②に定める先に配分し、補助金（分担金）の配分は国内連携校のみとなります。

Q3-16. 事業期間中に連携する大学等が変更となることは差し支えないか。

- A. 本事業への申請に当たっては、事業計画をよくご検討いただき、連携校や連携先機関と調整いただいた上で申請がなされ、計画に基づき事業を実施することが前提となります。このため、事業期間中に連携校や連携先機関に関し大きな変更が生じることは想定していない一方、本事業に関する取組を発展的に充実させることを目的とした連携先機関の追加などは考えられますが、その場合においても事業計画の遂行に支障が生じないようによくご検討ください。

Q3-17. 申請段階で、海外大学を含め全ての連携校や連携先機関の了解を得ていない場合、本事業への申請は可能か。

- A. 海外及び国内連携校については、申請時点で連携する全ての大学等の長など「組織」対「組織」の了解を得ていることが必要であり、了解を得ていない場合は、本事業に申請することはできません。また、連携先機関についても、各機関との「組織」対「組織」としての了解を得ていることが必要となります。

なお、連携の確認のために申請時点で何らかの書類の提出は求めない予定ですが、組織単位での意思確認を行っていることが確認できる書類等（協定や契約、役員会・理事会等での決議又は議事録、相手先機関との覚書など）を用意しておくことが望ましいです。

Q3-18. 海外連携校との単位互換制度の活用でもって教育研究ネットワークの構築とみなすことはできるか。

- A. 公募要領3.（1）で示す【必須となる取組】や【その他、期待される取組等】を実現するための具体的手段の一つとして単位互換制度を活用することは想定される一方、当制度の活用のみでもって【必須となる取組】が全て措置できるものではないと想定しています。

Q3-19. 国立研究機関等と共同で研究指導を行うことは、本事業の申請対象となるか。

- A. 公募要領3.（1）で示す【必須となる取組】や【その他、期待される取組等】を実現するための具体的手段の一つとして、国立研究機関や民間の研究機関等との研究指導委託（「連携大学院」方式）等を活用することは、本事業の趣旨に合致しています。

Q3-20. 学位はそれぞれの大学で既存学位を授与することとし、新たに授業化した共同研究・共同指導を修了単位の一つとして認定するような取組は、支援対象である教育研究プログラムに含まれるか。

- A. 修了単位の一部として他大学を含む共同プロジェクトやプログラムを課すというもので

あれば、支援対象である教育研究プログラムに含まれます。

Q 3-21. 「主に日本人学生に対する外国語能力向上に向けた措置」について、言語は英語でなければならないのか。

A. 主に英語を想定している一方で、言語の種類・数に制約はないため、提案する構想の内容や改革の方向性を踏まえ、適切に言語の種類・数を設定ください。

Q 3-22. 補助金基準額は、補助期間を通じて措置されるのか。

A. 令和7年度以降の本事業における全体の予算額は、最終的には予算編成及び国会での議決を経て決定されることとなりますが、補助期間終了後の継続的な事業実施を図る観点から、補助金の配分額については、補助期間最終年度の前年は当初配分額の2/3に、最終年度は1/3に逡減させることを予定しています。

このことから、補助期間終了後も発展的かつ継続的に取組を実施していくことに留意し、妥当な経費を計上した上で、適切な資金計画を作成してください。

Q 3-23. 「主に日本人学生に対する外国語能力向上に向けた措置」について、例えば入試段階で一定程度以上の外国語能力を求める場合にも措置を講じる必要があるのか。【令和6年3月15日追加】

A. プログラム実施にあたり、一定程度以上の外国語能力を満たす者を選抜する場合においても、国際社会で活躍する人文・社会科学系高度人材として、構想する教育研究プログラムにおいて養成する人材像に求められる外国語能力の習得に向けた措置を講じることが求められます。

#### 4. 申請書の作成について

Q 4-1. 申請に当たり、補助金基準額まで計上しなければならないのか。

A. 補助期間の計画策定に当たり、予算計上については、実施する事業の規模や費用対効果等を勘案して、事業遂行に真に必要な経費を計上してください。審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありませんが、経費の妥当性や不可欠性も審査しており、明らかに過大な経費や不必要な経費を計上することは、審査に影響することとなります。

また、申請に当たっては、経費の積算まで十分に検討し、選定となった後に大幅に積算内容を変更するということがないようにしてください（選定時における委員会からの意見に対応するために積算を変更することは問題ありません。）。

なお、特に初年度に人件費を計上する場合は、雇用可能性を十分に検討した上で計上ください。

Q 4 - 2. 「補助金申請予定額」や「自己負担予定額」はどのように記載するのか。

A. 事業計画において計上する補助事業予定額に対し、補助金基準額以内で補助金申請予定額を計上してください。この際、補助事業予定額が補助金基準額を上回る場合は、必ず自己負担予定額を計上してください（補助事業予定額が補助金基準額を下回る場合は、必ずしも自己負担予定額への計上を求めるものではありません。）。

ただし、補助事業終了後の継続的な事業実施を図る観点から、事業に対する補助金の配分額については、補助期間最終年度の前年は当初配分額の2/3に、最終年度は当初配分額の1/3に逡減させる予定であり、少なくともこれら期間においては「自己負担予定額」への計上が必要となることに、ご注意ください。

Q 4 - 3. 必須指標におけるプログラム選定校と非選定校との比較とは、具体的に何を行うのか。

A. 以下のような流れとする予定です（最終的には委員会等審議の上決定する予定のため、変更の可能性があります。）。

- ①各年度のフォローアップにおいて、大学より指標の達成状況（実績）を報告
- ②文部科学省において、各必須項目に対応する非選定校含む人文・社会科学系分野の実績値を用意
- ③①及び②を委員会へ報告し、フォローアップや評価等に活用

Q 4 - 4. 必須指標のうち「プログラムにおける外国語での授業実施割合」「一定の外国語力基準（外部検定試験のスコア等）をクリアする日本人学生数」について、それぞれ「補助期間中に、（中略）2割以上となることを期待」「補助期間中に、（中略）CEFR B2 レベル相当以上を達成することを期待」とあるが、それぞれ「期待」とされているものを補助期間終了時までには必ず達成する必要があるのか。

A. 必ず定量的な数値目標を「2割以上」「CEFR B2 レベル相当以上」に設定する必要があるという趣旨ではない一方で、国際社会で活躍する卓越した人文・社会科学系高度人材の輩出を目的とする本事業の趣旨を踏まえれば、提案する構想（養成する人材像）の目標に照らしつつ、挑戦的かつ意欲的な目標を設定することが期待されます。

Q 4 - 5. 「一定の外国語力基準」とは何か。

A. 「外国語力基準」とは、客観的な手法・指標により測定された学生の語学力の水準を想定しており、例えば英語能力の場合、TOEFL や IELTS 等の外部試験のほか、大学が自ら開発した客観的な指標がある場合にそれらを利用することが考えられます。

Q 4 - 6. 「上記のほか、プログラムの教育研究テーマ・コンセプトに合致した定量的な指標であれば、例示されている特に②③のような研究関連の指標でないものでも問題ないか。



- A. 提示している①～③はあくまでも例示であり、むしろ積極的にこれら以外の指標を検討・設定することが望まれます。例えば、トランスファラブルスキルの涵養やキャリアパスの拡大等の観点から、「国際会議やシンポジウムの企画運営を行った数」等を指標として設定することなどが考えられます。

Q 4-7. 必須指標のうち「修了生の標準修業年限超過率及び超過期間（年数）」について、例えばダブル・ディグリープログラムを構築する場合に修了までの期間が延びることが想定されるが、この場合どのように目標を設定すべきか。【令和6年3月15日追加】

- A. 申請書において、ダブル・ディグリープログラムにより修了までの期間が延びる旨を明記いただくとともに、その上で適切な数値目標を設定ください。

## 5. 選定方法等について

Q 5-1. 申請状況や選定状況はホームページ等に公表されるのか。

- A. 公募締切後、速やかに申請大学・プログラム名等を申請状況として文部科学省ホームページ等で公表します。また、選定されたプログラムについては、選定後も申請書や事業実施状況等を公表する予定です。

## 6. プログラムの実施と評価等について

Q 6-1. 中間評価や事後評価はどのように行われるのか。また、評価基準はどのようなものになるのか。

- A. 今後、委員会等審議の上決定し、追って連絡する予定です。

Q 6-2. 「事業目的や目標の達成状況が計画を超えて進捗していると判断されるプログラムへの配分の増額及び十分になされていないプログラムへの配分の抑制」とあるが、具体的にどういうことか。

- A. 委員会において行う毎年度のフォローアップや中間評価の結果、計画を超えた達成状況が確認されるようなプログラムについては、更なる発展的な取組がなされることを期待して、申請時に計上された補助金申請予定額から財源の範囲内で増額して配分することを予定しています。また、計画に向けた取組が十分になされていないと確認されるようなプログラムについては、申請時に計上された補助金申請予定額から財源の範囲内で減額して配分することも合わせて予定しています。

Q 6-3. 3年度目の中間評価時点で、構築する教育研究プログラムに参画する学生から修了者が出ていなくても良いのか。

- A. 事業実施期間内に修了生を輩出することを前提としているため、必ずしも3年度目の中

間評価時点で修了生を輩出することは求めませんが、申請時に計画されている組織的な就職支援体制の構築やキャリアパス拡大に向けた取組が順調に進められているか等を確認する予定です。

## 7. 申請書等の提出について

Q7-1. 様式の改変を行ってもよいか。

A. 申請書作成・記入要領において指定した様式で記入してください。

Q7-2. 参考となるデータや図表は、申請書（様式）の各欄に記入してもよいか。

A. 参考となるデータや図表は、基本的にはポンチ絵に挿入してください。ただし、申請書1.(4)の項目については、必要な範囲で図表を活用することが可能です。なお、公平性を確保するため、指定外の資料を添付した場合は、分量を問わず審査対象外とします。

Q7-3. 申請書を提出した後、不備や誤りが確認された際に差し替えることは可能か。

A. 一度提出された申請書等の差し替えや訂正は認めません。このため、記載内容に誤り等がないかよく確認いただいた上、提出するようにしてください。

Q7-4. 申請書の「【補足表】収容定員充足の状況」において、10月入学など4月以外の時期の入学がある場合はどのように記載すればよいか。

A. 原則は各年度の5月1日としておりますが、募集人員が明確に分けられる場合は行を分けて記載いただき、若干名など明確に分けられない場合は10月入学等の入学情報と合算した任意の時点での在籍者数・入学者数の数値を記載願います。その場合、「〇〇学部」と記載いただく箇所下部（緑塗りセル部分）に「〇月入学を含む」「〇月〇日時点」などと補記願います。

## 8. 補助金の交付等について

Q8-1. 補助金はどこの大学に交付されるのか。

A. 申請担当大学に交付します。国内連携校へは、交付申請書に基づき、代表校から分担金を配分してください。なお、海外連携校及びその他連携先機関には補助金（分担金）の配分はできません。

Q8-2. 補助事業として実際に取組を開始し、経費を支出できるのはいつ頃からか。

A. 補助事業の開始（補助金交付内定）は、令和6年8月下旬頃を予定しています。このため、申請書には令和6年8月以降に必要な経費を計上してください。  
その際、補助金交付内定前に実施した取組に対し、交付内定前に遡って経費を充当す

ることはできませんのでご注意ください。

Q 8 - 3. 採択された次年度以降の補助金額の決定（内定）は、どのように行われるのか。

- A. 本補助金の配分については、委員会における毎年度の評価に係る意見、採択プログラムの申請額・採択件数や国の財政状況等を踏まえ、毎年度予算の範囲内で、文部科学省が総合的に判断した上で決定します。

Q 8 - 4. 連携校の大学に対する人件費を支出することは可能か。

- A. 国内連携校については、公募要領や「研究拠点形成費等補助金交付要綱」（令和5年3月28日文部科学大臣決定）や「研究拠点形成費等補助金取扱要領」等の範囲内であれば可能です。また、海外連携校については補助金の配分はできませんが、例えばクロスアポイントメントの一部として、適切なエフォート管理のもと、当該プログラムの実施に必要な部分について人件費を支出することであれば差し支えありません。

Q 8 - 5. 補助対象経費の中に、海外連携校が負担する経費等も含めてもよいか。

- A. 補助対象経費の総額は補助金額と自己負担額の合計となるため、海外連携校の経費を含めることはできません。

Q 8 - 6. 本補助金により教員等を雇用する際、複数年度に渡っての雇用契約を結ぶことは可能か。

- A. 事業実施期間途中で補助金の減額や打ち切り等が行われる可能性があるという前提のもと、各大学の責任において、複数年度に渡って雇用契約を結ぶことを否定するものではありません。

ただし、本補助金は会計年度を跨がって使用することはできないため、仮に複数年度に渡って雇用契約を結ぶ際は、以下の点に十分注意してください。

- ・ 当該年度に発生した給与等は、当該年度に交付された補助金により支出すること
- ・ 退職金を支給する場合は、補助金から支出できる退職金の算定対象期間は、補助事業に係る期間のみであること（複数年度の勤務に対する退職金や、積立金としての退職引当金については、補助金を充当することはできません）

Q 8 - 7. 海外連携校の備品を購入することは可能か。

- A. 本補助事業の支援対象は、申請した大学となりますので、海外連携校の備品を購入することはできません。

Q 8 - 8. ICTを活用した協働教育を行うため、必要な機器を海外連携校等に設置する場合、当該機器の購入又はリース等の費用を本補助金から支出することは可能か。

- A. 本補助事業を遂行するために直接必要であることを前提として、申請した大学が購入

又はリース等賃借を行うものであれば、その機器を海外連携校等に設置する場合でも本補助金から支出することは可能です。ただし、財産処分制限など補助事業上の取扱いに留意するとともに、当該大学の規程に従い適切に管理を行う必要があります。

Q8-9. 本補助金により会議や意見交換会等に係る飲食代を支出する際に、注意すべき点はあるか。

- A. 外部者（代表校及び連携校の教職員以外の者）が参加する会議等における必要最低限の飲食（アルコール類は除く。）に係る経費であるため、一般参加者や学生・受講生への提供、また、代表校と連携校のみが出席する会議等への提供に係る支出は認められません。
- 加えて、外部者が参加する場合であっても、会議等として位置付けられていない単なる打ち合わせ等に係る飲食に係る支出は認められません。

Q8-10. 本補助金により学生への支援に充てることはできるか。

- A. 学生に対する奨学金等の学資金の援助のための経費には使用できません。ただし、学生が本事業により構築する教育研究プログラムに係る実習等を行う場合に必要となる交通費や宿泊費については、補助事業者が適切かつ明瞭に執行管理することを条件として、学内規程等に従って支出が可能です。

Q8-11. 本事業の選定大学には、別途、独立行政法人日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度による奨学金が支給されるのか。また具体的な支援額はいくらか。【令和6年3月15日更新】

- A. 独立行政法人日本学生支援機構の海外留学支援制度（協定派遣型、協定受入型）による奨学金が重点政策枠として令和7年度より措置される予定（調整中）です。対象人数はプログラム選定後に必要数を調査の上、予算の範囲内で決定する予定であり、詳細は選定された大学へ個別に連絡する予定です。また、資格要件については一般枠と同様です。
- なお、本措置は先述のとおり調整中であることから、構想に当たりプログラム参加学生の海外渡航に係る経費を要する場合は、旅費として必要経費を計上するようにしてください。

Q8-12. 本事業において、受入・派遣に係る航空券を支給したプログラム参加学生に、別途、独立行政法人日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度による奨学金を支給することは可能か。

- A. 当該学生に対して、海外留学支援制度による奨学金を支給することは差し支えありません。また、他の民間等における奨学金も一般的には可能と考えられますが、奨学金によっては不可となる場合もあり得るため、当該奨学金の実施団体等に詳細をご確認ください。

Q8-13. 本補助金において間接経費は措置されないのか。

- A. 間接経費は予算措置しておりません。

Q 8-14. 学部と大学院の接続プログラムを構想する場合、学部部分に係る教育・運営等に係る経費を本補助金から支出することは可能か。【令和6年3月15日追加】

- A. 本事業の目的や支援機関、及び申請対象が「意欲的かつ挑戦的な大学院改革を行う、人文・社会科学系大学院を中心とした人材育成に関する組織的な取組」であること等を踏まえ、学部部分に係る教育・運営等に係る経費への本補助金からの支出は認められません。

## 9. その他

Q 9-1. 新型感染症や災害の発生等の不測の事態により、申請時点の事業計画が予定通り実施できない場合、どのような対応が必要になるのか。

- A. 当該事態の発生及びその影響を予測して事業計画を作成することは非常に困難であるため、申請時点の社会情勢にとらわれ過ぎずに事業計画を作成いただきつつ、事業開始後に当該事態が発生した場合は、別途ご相談いただければと思います。